

# 株式会社もりの灯台介護福祉士実務者養成施設（通信課程）学則

## （目的）

第1条　社会福祉士及び介護福祉法に基づき介護福祉士受験資格を得る為の研修を通じ、近年の多様化する介護ニーズに適した質の高い介護サービスの提供、尊厳と自立を重んじた専門的な科学的知識、技術等の取得をめざし広く地域社会福祉に貢献、質の向上に寄与する人財の育成を目的とする。

## （事業者の名称・所在地）

第2条　本研修は次の事業者が実施する。

株式会社もりの灯台　山口県下関市王司神田2丁目12番

## （修業年限）

第3条　本研修の就業年限は6ヶ月とする。ただし過去に下記の研修を修了した者は別学級として運用  
し3か月の就業年限とする。

① 訪問介護養成研修（ヘルパー1・2級）

② 介護職員初任者研修

③ 介護職員基礎研修

④ ①～③に掲げる課程に準ずる課程修了者

2本研修の在籍期間は1年を超えることは出来ない。

（入所定員及び学級数）

第4条 入所定員は1学級15名とする。但し、1年間に3学級45名を最大とする。

（養成課程及び履修方法）

第5条 養成課程の種類は介護福祉士実務者研修（通信課程）とする。履修方法においては通信指導及び添削

指導並びに面接授業とする。養成課程の科目、教育に含むべき内容の到達目標は「社会福祉士養成

施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」に定める内容に準ずる。

（学年、学期、休業日）

第6条 1養成課程を学年及び学期とし、休業日は次の通りとする。

① 年末年始12月28日から1月5日・夏季休業8月12日～8月16日

② 国民祝祭日等法律で規定された日・その他養成施設の長が必要と定める日

（入所・入学時期）

第7条 開講日初日とする。

（入所・入学資格）

第8条 演習を含むすべての課程を独力履修し修了する事が可能な者とする。

通学可能な地域（山口県内・福岡県北九州市）に居住する者とする。

① 介護福祉士を目指している者。

② 将来、介護福祉士国家資格を受験するための受講（研修）を希望する者

③ 介護・福祉等に関心がある為に受講（研修）を希望する者。

## 第9条 本施設が定める受講申請申し込み

- ① 本人確認できる公的証明書（運転免許証等）
- ② 免除科目確認等の為「資格証・公的証明書」の(写し)提出、指定期日までに受講料を納入した者。
- ③ 辞退は開校1週間前もしくは申し込み（振込確認後）1週間以内とする。
- ④ 辞退費用の返還金は③についてのみテキスト代等（経費実費）を除き返金する。③の条件以外についての事由は原則返金無しとする。

## （入所者選考）

## 第10条 所定の申込書を受理し受講要件を満たす者と認められた者から受講生を決定し定員に達した場合申し込みは終了する。（第8条・第9条参照）

## （補講・休学・復学その他）

## 第11条 特別な事情事由で欠席の場合、後日の開校授業等に補講を可とする。

- ① 休学・欠席での科目補講期限は申し出により1年間有効とする。
- ② 補講手続き費用は原則として事務諸経費（3,000円）を徴収する。
- ③ 補講受講日は事務局より連絡後確定する。
- ④ 特別事由等の場合は主催者が出来うる限り受講者の環境（日程等）つくりに努力する。

## （研修修了の認定方法）

## 第12条 研修修了の認定は以下の通りとする。

- ① 通信課題の課題科目を指定期日までに提出評価基準に達した者。
- ② 評価基準点（70点以上）を基準とする。

- ③ 基準以下については再評価とし、評価を満たす事とする。面接授業介護過程Ⅲは技術評価と全課程確認テストを実施する。基準点を目標に評価指導を実施する。
- ④ 医療的ケアについては、規程回数の演習実施等を行う。喀痰吸引：口腔5回以上、鼻腔5回以上、気管カニューレ内部5回以上、経管栄養：胃瘻5回以上等救急蘇生法1回以上実施、通信課程、面接授業のすべての基準を満たすものを研修修了として認定する。
- ⑤ 各科目の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者については当該科目の履修の認定をしない

(受講料)

第13条 受講料は下記の通りとする。受講料は原則返還しない。(尚、返還は第9条のみとする。)

受講者の資格	受講料（消費税込み）	備考
介護職員 基礎研修	32,800円	テキスト等費用含む
介護職員初任者研修		
ホームヘルパー1・2級	99,800円	テキスト等費用含む
無資格者		

振り込み手数料等は本人負担です。

振り込み先：西中国信用金庫菊川支店 株式会社もりの灯台 代表取締役 島田善信

普通口座 普通預金 0161585

(組 織)

第14条 研修を実施するにあたり、次の職員を置く

・養成施設の長 以下

① 専任教員②講師（介護過程III）③講師（医療的ケア）④講師（添削問題担当）⑤事務職員

(使用教材)

第15条 実務者研修テキスト（中央法規出版）

① 通信：e-ランニング方式

・通学講座：介護過程3テキスト介護過程IIIスクーリング及び 医療的ケアテキスト演習

② 所持資格により受講必要テキストの使用（免除科目は「学則別添別1表」を参照）

（受講拒否）

第16条 下記に該当する受講者で下記の事由が認められた場合受講取り消しとする。

① 社会的に刑事罰を受け取監された者。

② 授業に対して秩序を乱し受講生とふさわしくない行為がくり返しあった場合。

③ 通信・通学（対面）授業に著しく学習力、意欲の欠如、修了の見込みがないと認められる時。

④ 受講者の多くが授業の妨げを感じ又は訴えがあった場合。

⑤ ①を除く上記の要件があったものに対して主催者との話し合いで受講の可否を決定する。

（休 講）

第17条 天災・事故その他やむを得ない事情により休講の処置をとる。

① 通信、面接授業共に天災、地域的な災害、事故等でライフライン等に支障がある場合。

② 開催者の事故等により開催が不可能となった場合。

③ その他緊急な事態等が発生した場合。

(振替授業)

第18条 開催者側、会場施設、受講者本人等に正当な理由での欠席は振替授業を認める。

① 受講生の事由による欠席は第11条を適用する。

② 第17条の場合は日程調整で無償による開催とする。

③ 第17条の事由で受験日程に影響がある場合受験条件可能な日程で補講の努力をする。

(添削・指導方法)

第19条 通信 (e-ラーニング・FAX含む) 等の自宅学習において課題の理解度評価、質疑・添削等はe-

ラーニングシステム、FAX共に担当講師により適切に行う。

(修了証等の交付)

第20条 修了を認定されたものは、株式会社もりの灯台より修了証明書を交付する。(郵送含む)

(修了証書等の再発行)

第21条 修了証明書の紛失等により再発行の請求は修了者本人の申し出(確認後)により再発行をす

る。再発行に関する手数料は(振込み手数料別途)3,000円とする。

(個人情報管理)

第22条 申し込み等書類、本人確認書類等本人に関する個人情報を保護し、研修に必要な目的以外には使用

しない。研修事業実施中(面接授業)等で得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または、不当な目的

に使用しない。

## (その他の事項)

### 第23条

① 研修等に関する問合せ・苦情等の窓口を設置、研修事務局、研修実施責任者と連携し苦情・事故

に対して速やかに対応する。

② 苦情等問合せ対応窓口研修事務局：TEL 083-242-0371 Fax 083-242-0372

Email : morinotoudai01@outlook.jp

③ 提供のテキスト類は著作権による制限があり、第3者への転用や、講義内容等の音声録音・画像・動画

等の記録は禁止とする。(中央法規出版株式会社及び株式会社もりの灯台研修事業部監修・スクリ

## コーニング講義)

### （賞罰）

### 第24条 賞罰は以下の通りとする。

学則を守らない、他者への迷惑行為等、迷惑行為等の中止改善が見込まれない場合処分を検討する。

第16条を参考とし、指導、警告、退所とする。

### （施工細則）

### 第25条

この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要であると認められる時は

株式会社もりの灯台研修事業部がこれを定める。

### （附則）第26条 この学則は令和7年7月1日から施行する。